

学習塾講師検定審査員規程

公益社団法人全国学習塾協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国学習塾協会（以下「J J A」という）の運営する学習塾講師能力評価システム（以下「J J A講師能力評価システム」という）において、J J Aが主催する学習塾講師試験（以下「試験」という）の公認審査員について定めることを目的とする。

(公認審査員)

第2条 学習塾講師能力評価システム運営規程により、公認審査員は、特にJ J Aが承認した場合を除き、この規程によって登録された公認審査員によらなければならない。

2 公認審査員は、学習塾講師能力評価システム運営規程第14条及び第22条に定める審査を行う。

(公認審査員の等級)

第3条 次の2等級に区分する。

- 一. 主任審査員
- 二. 審査員

(公認審査員の資格)

第4条 主任審査員は、次の資格を持った者でなければならない。

- 一. 学習塾において10年以上の集団指導かつ5年以上の個人指導経験を有していること。
 - 二. J J A講師能力評価システム委員会（以下「委員会」という）から推薦を受けていること。
 - 三. 集団指導1級及び個人指導1級の資格を有する者。ただし、理事会の承認を得ている者はこの限りではない。
- 2 審査員は、次の資格を持った者でなければならない。
- 一. 学習塾において10年以上の集団指導経験を有していること。
ただし、別に定める試験を合格した者はこの限りではない。
 - 二. J J A支部関係者1名以上又は指定協力団体からの推薦を受けていること。

(審査できる範囲)

第5条 審査できる範囲を次のように区分する。

主任審査員は、集団指導1級及び2級試験のすべて。

審査員は、集団指導 2 級試験のすべて。

(申請資格基準)

第 6 条 第 4 条の資格を有するほか、次の各項のすべてに該当しなければならない。

- 一. 学習塾事業者（法人の場合、その従業者も含む）または学習塾講師経験者。
- 二. J J A の規定類に照らし、重大な違反歴がない者。

(資格審査)

第 7 条 委員会は、公認審査員認定申請を受けて資格審査を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。なお、資格審査は年 1 回以上行うことを原則とする。

2 申請者は資格審査に際して別に定める申請料を協会に納入しなければならない。

(初期研修)

第 8 条 前条の資格審査に合格した者は、次の初期研修を受けなければならない。

規程細則、審査基準、採点管理、審査員として心構え等の研修、審査実技研修、その他

2 当該合格者は初期研修に際して別に定める受講料を協会に納入しなければならない。

(公認審査員登録)

第 9 条 第 7 条の資格審査に合格し、前条の初期研修を終了した者は、委員会の審議を経て、公認審査員として登録しなければならない。

(定期研修及び臨時研修)

第 10 条 登録された公認審査員は、委員会の求めに応じ、定期研修及び必要に応じて実施する臨時研修を受けなければならない。

2 前項、各研修の受講料は別に定める。

(審査員の利害関係)

第 11 条 審査につき特別の利害関係を有する審査員は、その審査に加わることはできない。

(罰則)

第 12 条 登録されたが、次の各号に該当する場合は、登録の取り消し、相当期間の資格の停止、戒告等を行う。これらの決定は委員会の承認を経て、会長がこれを行う。

受験者等から金品の授受、供給を受けたとき。

公認審査員としての品位を著しく傷つけたとき。

J J A の規定等に重大な違反行為があったとき。

申請の内容に重大な不正があったとき。
第6条の申請資格基準を満たさなくなったとき。
J J Aの決定した事項に従わなかったとき。
その他、審査の依頼に対して不当な理由で断ったとき。

(弁明)

第13条 前条により、罰則を受けた者が、その決定に異議ある場合は、委員会において弁明することができる。

(公認審査員の昇級)

第14条 第4条に関わらず、審査の経験、技量、見識に優れていると認められた公認審査員は、委員会の審議を経て、昇級することができる。
昇級に関する事項は別に定める細則によるものとする。

(審査手数料)

第15条 審査手数料は、別に定める細則によるものとする。

(改正)

第16条 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は平成20年5月12日から施行する。
平成20年9月21日改正。
平成22年1月24日改正。